



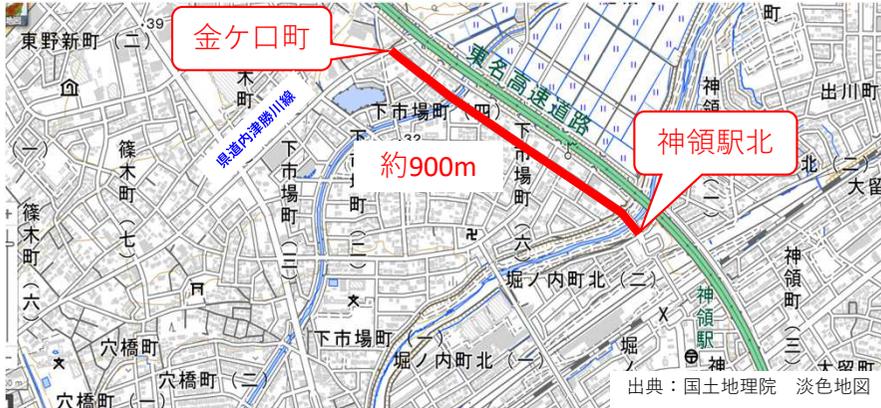
自転車通行空間を整備しました



交通ルールを守って安全に走行しましょう！！

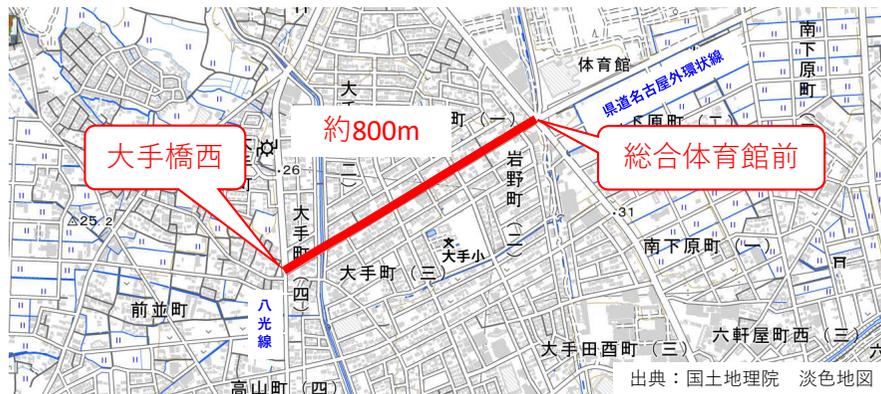
○ 整備区間 1

市道166号線（金ヶ口町交差点～神領駅北交差点）



○ 整備区間 2

市道3860号線（大手橋西交差点～総合体育館前交差点）



～自転車通行空間の整備形態は次の2種類があります～



自転車専用通行帯 （自転車レーン）

自転車等の軽車両・特定小型原動機付自転車しか通行できません。



- ・青色で塗装された道路に『自転車専用』と道路に標示します。
- ・自転車、電動キックボード等は、原則このレーンを通行しなければなりません。
- ・自動車、バイク、一般原動機付自転車は原則通行できません。



車道混在 （矢羽根型路面表示）

自転車が走行すべき位置や方向を表示しています。



- ・矢羽根型路面表示（進行方向を示す矢印）やピクトグラム（自転車マーク）を車道の左端に設置します。

🚲 自転車をご利用のみなさんへ 🚲

- ・車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。
- ・車道の左側を通行します（逆走禁止）。
- ・一列で通行します（並進禁止）。

※ただし、次の場合は歩道を通行できますが、歩道は歩行者優先です。車道寄りをゆっくり通行し、歩行者の通行の妨げになるときは一時停止するようにしましょう。

- ・道路標識等で通行することができるとされている場合
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転している場合
- ・車道又は交通の状況からみてやむを得ないと認められる場合

🚗 自動車をご利用のみなさんへ 🚗

- ・車道は、自転車とゆずりあって走りましょう。
- ・自転車を追い越すときは、自転車との間隔に余裕をもちましょう。

春日井警察署	TEL 0568-56-0110
春日井市 建設部 道路課	TEL 0568-85-6273（整備について）
春日井市 総務部 市民安全課	TEL 0568-85-6053（交通ルールについて）